

意見募集（パブリックコメント）の結果と対応表

2025年5月27日

※漁業認証規格 Ver.3.0 原案について頂いたご意見はありませんでした。

※審査の手引き Ver.3.0 原案については、2件（合計18箇所）のご意見を頂き、下記にて対応いたします。

なお、同趣旨の意見は事務局にて一つにまとめています。

	該当箇所	意見概要	意見への対応
1	1.1.4 P. 5	労働基準法の適用除外について、41条は引用されている一方、116条については法が引用されておらず分かりづらいため、記述の修正と引用の追加が望ましい。	限られたスペースの関係上、すべての法令条文を逐一引用することは難しいため、労働基準法第41条および第116条の双方を参照する形と致します。記述についてはご指摘を踏まえて修正します。
2	1.1.4 P. 6	特定技能外国人については注意事項があるが、技能実習生に対する記述がない。技能実習計画に基づいて業務が行われていることを確認する必要があると考える。	技能実習生についての注意事項も追加するよう、ご指摘を踏まえて修正します。
3	1.2.3 P. 9	「対象資源を利用する地域あるいは広域的な資源管理体制が構築されている。」について本文の意図が不明確。	同要求事項の審査項目①に、より具体的に、「地域間の資源管理体制」および「国家間の資源管理体制」を評価することが明記され、またその資料の例として「海区漁業調整委員会」や「国家間の漁業委員会」が例示されており、要求事項が意図する内容は説明されていると考えるため、原文のままとします。
4	2.3 P. 16	「資源管理措置」について規格本文に用語の定義が必要。	漁業管理における一般的な用語でありここでの定義は不要と考えるため、原文のままとします。
5	2.4 P. 18	「資源管理方針」、「資源管理協定」について規格本文に用語の定義が必要。	規格の「はじめに」において水産政策改革について説明しており、同用語についても触れているため、原文のままとします。

6	2.5 P. 20	審査項目①の「代替水準の適切な定義」について、MSY と並列するものか、目標管理基準や限界管理基準と並列するものか、不明確。	該当箇所においては、目標管理基準や限界管理基準に対する代替水準を指します。ただし、同項目の要求事項には本文中に「最大持続生産量 (MSY) または適切な代替基準を実現できる水準に…」と MSY に対する代替基準の記述もあり、混同しやすいと考えられるため整理して記述を修正します。
7	2.5 P. 20	審査項目③の記述について、審査項目①の内容から、限界管理基準、目標管理基準と代替水準は、「管理目標」に含まれると考えられるため、変更すべき。	ご指摘を踏まえ修正します。
8	2.5 P. 22	「通常同様の手続きを経て」の「通常」が何を指すか不明。	ご指摘箇所については、「地域漁業管理機関で管理される国際資源についても通常同様の手続きを経て TAC が策定されているので」の直前に国内資源についての記述があり、国内における TAC 策定の手続きを指すことは明らかであるため、原文のままとします。
9	2.5 P. 22	(「ABC 算定のための基本規則」に基づいて管理基準値を策定し神戸プロットを作図することが望ましい) の記述について、資源評価結果に神戸プロットを含むものを収集すべきとした意図か。	解説文記載のとおり、「公開されている資源評価 (都道府県の試験研究機関等の研究報告や学術雑誌掲載の論文)」が第一に収集されるべき資料となります。しかし、神戸プロットの掲載がないこともあるので、この場合はステークホルダーが審査報告書を読んで対象資源の管理方策を理解しやすいように、神戸プロットが作図され、根拠資料として提示されることが望ましいとした意図です。
10	2.6 P. 23	1 行目タイトル「TAC(漁獲可能量)遵守」について、「漁獲可能量 (TAC) の遵守」とする表記が適当。	ご指摘を踏まえ修正します。
11	3.1.1 P. 26-27	評価項目の①～⑥の番号付けと審査項目①の番号付けが重複し、対応関係の読解が難しく、変更が適当。	ご指摘を踏まえナンバリングを修正します。
12	3.1.1 P. 26	(iii)の「脆弱な生息域」について、改正前の「左記漁業で使用する漁具に対し特に脆弱な生息域」とした具体的な例を伴う記載の方が分かりやすい。	(iii)における「脆弱な生息域」の記載は誤記であり、ご指摘を踏まえ、本来意図するところの(iv)「漁具及びその流失が生態系に与える影響」の項目に同記述を反映するよう修正します。

13	3.1.1 P. 27	(1)タイトルの「非対象種の混獲・投棄」について、前ページの記載と異なる。	ご指摘を踏まえ修正します。
14	3.1.1 P. 27	19 行目および 28 行目の「他の項目については」が指す内容が不明確。	項目の追加により一部不明確になった部分があるため、ご指摘を踏まえ資料を見直すと共に記述を修正します。
15	3.1.1 P. 27	34 行目の「ここで言及されている情報」が指すのは (vi)にある「国際的な基準に沿って収集された情報と評価」のことか。	同記述の「ここ」が指すのは 3.1.1①(vi)の審査項目であり、当該説明文書では同項目が求める生態系の構造・機能への影響に関する情報の例を挙げています。
16	3.1.3 P. 34	審査項目①の評価として、3 つのチェックボックスが挙げられているが、これらのすべてを満たさなければならないのか。	他の審査項目同様、審査項目の中に複数の評価事項がある場合は、各評価事項について根拠資料を示し、当該審査項目全体への適合を示す必要があります。
17	3.2.1 P. 35	「放流数、放流月日、サイズ」の記述について、37 行目と 39 行目の表記が異なるため、統一を検討して欲しい。	記述の重複をなくすよう修正します。
18	3.2.1 P. 36	サケの河川の「race」の記述について、初見での理解に不安を感じるので修正を検討して欲しい。	一般的な生物学用語として亜種（またはこの場合サケの亜集団）を意味するとされ、また、直後に（あるいは系群）とした記述もあり誤認の可能性は低いと考えるため、原文のままとします。